

## 議事 2 岐阜乗合自動車株式会社への

### 「ふれあいバス」事業継承について

岐阜乗合自動車株式会社、岐阜バス観光株式会社、株式会社岐阜バスコミュニティ合併後の岐阜乗合自動車株式会社へのふれあいバス運行事業の事業継承を承認する。

#### 【承認の理由】

- ・現在のふれあいバス運行に関する協定内で5年間の期間を示しており、その期間中は株式会社岐阜バスコミュニティが運行の権利を有しているため。
- ・合併後も同等の業務体制が確立でき、事業実施に支障がないと見込まれるため。

#### 【事業継承の手続き】

株式会社岐阜バスコミュニティ、岐阜乗合自動車株式会社より連名で事業継承の申請を提出いただき、『「各務原ふれあいバス」運行に関する協定書』（平成27年3月31日締結）及び『平成28年度「各務原ふれあいバス」運行に関する協議書』（平成28年4月1日）に基づく事業を岐阜乗合自動車株式会社に継承する。

継承により、5年間の協定期間の残期間（平成32年9月30日まで）を岐阜乗合自動車株式会社に運行いただき、平成32年10月1日以降の運行について、あらためて協定締結先を決定する。

#### 【事業継承に伴う地域内フィーダー系統確保維持計画の変更申請】

事業承継に伴い、平成29年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金に係る生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）における申請路線の運行事業者を、別紙1のとおり、株式会社岐阜バスコミュニティから岐阜乗合自動車株式会社へ変更申請する（金額や数値等の変更は特段なし）。